

(平成21年12月16日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認佐賀地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

厚生年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 3 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 1 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における資格取得日に係る記録を昭和37年3月22日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年7月1日から同年12月1日まで  
② 昭和37年3月22日から同年4月1日まで

昭和30年7月にA社（現在は、C社）B事業所入社後、異動はあったものの、平成17年4月まで継続して勤務していた。申立期間について厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、C社が保管する申立人に係る社員票及び雇用保険の記録から、申立人がA社に継続して勤務（昭和37年3月21日に同社D事業所から同社B事業所に異動）し、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人の昭和37年4月のA社B事業所に係る社会保険事務所の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、C社は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無

いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①については、社員票及び雇用保険の記録から、申立人が昭和30年7月1日にA社B事業所に入社したことは確認できる。

しかしながら、申立人が記憶する同僚二人のうち一人は、厚生年金保険の被保険者資格をA社B事業所に入社して5か月経過した後に取得し、また、残りの同僚は、入社して7か月経過した後に取得していることが確認でき、さらに、申立人と同日に厚生年金保険の資格を取得している別の同僚も、同社B事業所に入社後3か月間は見習い期間であったと供述していることから、同社B事業所では、すべての従業員について入社後ただちに厚生年金保険に加入させていたわけではないと考えられ、申立人が申立期間①について当該事業所において厚生年金保険の被保険者であったことは推認できない。

このほか、申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 佐賀国民年金 事案 444

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 8 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月まで  
社会保険庁の記録では、昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月までの期間は国民年金の未加入期間となっているが、申立期間当時、勤務していた団体 A には、社会保険及び雇用保険の適用がなく、将来のことを考え、国民年金に加入していた方が良いと母に勧められ、国民年金の制度発足と同時に国民年金に加入し、36 年 4 月から 40 年 3 月まで納付書で保険料を納付した。  
申立期間について、国民年金の未加入期間とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、社会保険事務所の国民年金手帳記号番号払出簿の申立人の直後の加入者の加入年月日から、昭和 43 年 1 月に払い出されていることが推認でき、これ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が所持する国民年金手帳及び社会保険庁のオンライン記録において、申立人の国民年金被保険者資格取得日は、昭和 43 年 1 月 1 日であることが確認できる。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点で、申立期間は時効により保険料を納付できない期間である上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 佐賀国民年金 事案 445

### 第1 委員会の結論

申立人の平成5年4月から12年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月から12年8月まで  
平成5年4月に会社を退職後、A町（現在は、B市）役場で国民年金の加入手続をした。  
国民年金保険料は、役場から送付されてきた納付書により役場の銀行窓口で納付していたが保険料額は記憶になく、60歳までは保険料を納付していたはずである。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が居住していたA町及び社会保険庁の記録において、申立人は昭和60年6月1日に国民年金の被保険者資格を喪失しており、申立期間に国民年金に再加入した形跡は無く、これ以降に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金の加入手続及び保険料額等に関する記憶は曖昧<sup>あいまい</sup>であり、申立期間は国民年金の未加入期間とされているため、国民年金保険料の納付書は作成されず、申立人は、国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立期間は89か月と長期間であり、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 4 月ごろから 41 年 3 月 1 日まで  
昭和 40 年 3 月ごろから 41 年 4 月 5 日まで A 社に勤め、B の免許を持っていたので、C として D E 間の F の仕事をした。二人一組で深夜に E に着くように D を出て、早朝までに荷を運び終えて、昼頃 D に戻る勤務だった。F が 3、4 台あり、G が 2、3 台あったと記憶する。申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてもらいたい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁が保管する A 社に係る職歴審査照会回答票に申立人が記憶する同僚 7 人の氏名が記載されていること、及び申立人が記憶する当時の業務内容が同僚 2 人の供述と一致することから、申立人が当該事業所に勤務したことは推認できる。

しかしながら、A 社は平成元年 5 月 26 日に厚生年金保険の適用事業所の資格を喪失しており、また、当時の賃金台帳等を保管しておらず、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できない。

また、申立期間当時、A 社で社会保険事務を担当していた当時の専務は「従業員の出入りが激しかったため、入社してすぐには正社員とはせず、厚生年金保険に加入させていなかったと記憶する。」と供述している。

さらに、申立期間当時、A 社で庶務を担当していた同僚は、「自分の夫は A 社に 4 年間程勤務したが、同社での厚生年金保険の加入記録が無い。」と供述しており、また、申立人が自分よりも遅く入社したと供述する別の同僚は、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を喪失してから 3 年程後に、厚生年金保険の被保険者資格を同社にて取得している。

加えて、申立人は「親しくしていた同僚の一人が当時、A社に数年間は勤務していると言っていた。」と供述しているものの、当該同僚の同社における厚生年金保険の加入期間は8か月となっている。

このほか、申立期間について申立人の雇用保険加入記録は確認できず、申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。